

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和8年8月12日

収支等命令者

佐賀県 政策部 危機管理・報道局

危機管理防災課長 中路 明伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度佐賀県原子力防災訓練の実施に係る評価業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- (4) 履行場所 佐賀県危機管理防災課が指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担 当 課 佐賀県政策部危機管理・報道局 危機管理防災課
原子力災害対策担当

住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電 話 番 号 0952-25-7362

ファックス番号 0952-25-7262

メールアドレス kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び方法

令和8年8月12日から令和8年9月1日まで佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）、営業概要書（別紙様式2）及び同種、同規模の業務の履行実績調書（別紙様式3）をイの期限までに、3の（1）の担当課まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、書留郵便により、「佐賀県原子力防災訓練評価業務委託に係る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

また、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

イ 提出期限

令和8年8月26日午後4時

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年8月31日までに通知する。

(4) 入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書（別紙様式4）に質問内容を記載し、令和8年8月24日午後4時までに3の（1）の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月1日午前11時00分～

イ 場所 佐賀県庁新館4階危機管理センターC室

(6) 入札書の提出方法

入札書の提出については郵送により行うこと。

郵送を行う際には、外封筒に「佐賀県原子力防災訓練評価業務委託に係る入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、令和8年9月1日午前10時までに3の（1）の部局に必着とする。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書（別紙様式5）により、本人又はその代理人が行うものとする、ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別紙様式6）を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に（1）の部局に確認すること。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

- エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において3の(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のない者
- シ 入札保証金の納入がないもの
- ス アからシまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

- ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

- ア 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1により、入札書の提出期限までに見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。
- イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加できる。
 - (ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結

している者

(イ) 令第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

(ウ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体(第 115 条において「国、地方公共団体等」という。)との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

ウ 前項(ア)に該当して入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する場合は、当該競争入札保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(3) 契約保証金

ア 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第 35 号)第 115 条第 1 により、契約の際は当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

イ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

ウ 前項(ア)に該当して契約保証金の全部を免除し、又はその一部を減額する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 詳細は入札説明書による。